

ホツマインターナショナルスクール公欠に関する取扱規程

第1条 この規程は、ホツマインターナショナルスクールにおける公欠に関して、必要な事項を定める。

第2条 公欠は次の各号にあたる場合に出席と同等の取り扱いを受けることができる。

(進学及び就職に関して)

- (1) 大学・大学院・専修学校等の高等教育機関の入学試験日、会社の採用試験日
- (2) 大学院の指導予定教員との面談日
- (3) 進学予定校や就職予定先において、オリエンテーション、クラス分けテスト等、出席が義務付けられている場合
- (4) 遠方等で宿泊を伴う場合、該当日だけでなく前後1日ずつの移動日も公欠として認める。

(病気に関して)

- (5) インフルエンザ等、他学生に感染する可能性がある病気にかかり、医師から、あるいは学校から出席停止を命じられた場合(主に学校保健安全法施行規則第18条に定める法定伝染病かどうかで判断する。)

(大使館に関して)

- (6) 当該大使館において、午前、あるいは午後のみしか受付あるいは交付を行っておらず、且つ日本滞在に関わる申請に限り認める。

(交通機関に関して)

- (7) 30分以上の電車の遅延、あるいは運転見合わせにより、登校することができない場合(寝坊し遅く家を出て、乗った電車が遅延という理由は原則認められない。)

(忌引きに関して)

- (8) 二親等以内の親族が死亡した場合、7日間以内の公欠を認める。尚、7日間には、往復にかかる日数と土曜・日曜・祭日を含む。

(その他)

- (9) 兄弟姉妹の結婚式がある場合は、7日間以内の公欠を認める。尚、7日間には、往復にかかる日数と土曜・日曜・祭日を含む。
- (10) その他、本人の責に帰さない事情により(盗難、交通事故、災害等)、校長が特別に公欠を認めた場合

2 前項の規定により許可を受けようとするものは、原則として1週間以内に公欠届を提出しなければならない。ただし、前項の第5号、第7号、第8号、第10号については、欠席事由の消滅後1週間以内とする。

3 公欠日数は第1項に定めがある場合を除き、当該日のみとする。

第3条 前条第2項の規定により願出するものは、次の各号に掲げる証明書などを担当職員へ報告・提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第1号～第4号 受験票など進学先の入試スケジュール等が記されているもの
- (2) 前条第1項第5号 医師の診断書
- (3) 前条第1項第8号 会葬礼状等死亡を証明する書類

(5) 前条第1項第6号、第9号、第10号 欠席の事由を証明する書類

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。